

子どもの権利に関する条例 比較表								
●＝独立規定あり ○＝関連規定あり △＝権利・基本理念に包含 ―＝規定なし								
比較項目	京丹後市 令和9年4月施行予定	亀岡市 平成31年4月施行	丹波市 令和7年4月施行	桑名市 令和7年4月施行	札幌市 平成21年4月施行	川崎市 平成13年4月施行	富山県 令和8年4月施行	鏡野町 令和5年12月施行
条例名称	京丹後市子どもまんなかのまちづくり条例 （たたき台）	亀岡市子どもの権利条例	丹波市子どもの権利に関する条例	桑名市こどもの権利条例	札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例	川崎市子どもの権利に関する条例	富山県子どもまんなか社会を実現するためのこどもの権利に関する条例	鏡野町こども基本条例
目的（第1条・全文）	この条例は、子どもが権利の主体であることを明らかにし、その権利を保障するための基本理念並びに市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者の役割を定めることにより、まち全体で子どもまんなかのまちづくりを推進することを目的とする。	この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利が保障されるよう、市等の責務を明らかにし、市の施策について基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して学び育つことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。	この条例は、全てのこどもが生まれながらに持っている権利の内容を明らかにするとともに、こどもの権利を守るための社会の責務や役割を定めることで、こどもが健やかに自分らしく成長し、将来にわたり身体的、精神的及び社会的に幸せな状態で生活を送ることができる社会を実現することを目的とします。	この条例は、児童の権利に関する条約の精神に則り、こども、市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設の果たすべき役割を明らかにし、こどもに関する施策の基本となる事項を定めることで、全てのこどもが一人の人間として尊重され、健やかに育つ社会を実現し、こどもの権利を保障することを目的とします。	この条例は、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を進めることを目的とします。	この条例は、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とする。	この条例は、こどもの健やかな成長を支援するための基本理念を定め、こどもにとって大切な権利を明らかにするとともに、県等の役割、こどもの支援に関する基本的施策等を定めることにより、こどもの支援のための施策を総合的に推進し、もって子どもまんなか社会を実現することを目的とします。	この条例は、児童の権利に関する条約及びこども基本法の考えに基づき、地域全体でこどもが安全で安心して育つことができるまちづくりに協力することを目的とする。
基本理念（有無・要旨）	● 独立規定あり（第3条） 差別禁止／最善の利益／いのち・尊厳と健やかな育ち／意見の聴取・尊重	● 独立規定あり（第3条） 権利の主体／不当な取扱いの禁止／尊厳・健やかな成長／最善の利益／社会全体の責務・実効的取組	● 独立規定あり（第3条） 権利の主体／最善の利益／年齢・成長への配慮／差別禁止	△ 権利・基本理念に包含（前文・第3条） 独立した基本理念条項はないが、前文及び権利規定で最善の利益、意見尊重、差別禁止等を明示	△ 権利・基本理念に包含（前文・第3条） 独立した基本理念条項はないが、前文及び権利規定で最善の利益、意見尊重、差別禁止等を明示	△ 権利・基本理念に包含（前文） 独立した基本理念条項はないが、権利の主体、最善の利益、差別禁止、意見尊重等を明示	● 独立規定あり（第3条） 権利尊重・差別禁止／生活・福祉・教育機会／意見・参画／最善の利益／社会全体の連携	● 独立規定あり（第3条・4項目） 権利の主体／最善の利益／一人ひとりに寄り添う／こどもを育てる家庭を支援
子どもの権利（構成）	● 独立規定あり（第4条・4区分） 安心して生きる／自分らしく育つ／守られる／参加する	● 独立規定あり（第4条） 条約上の権利に加え、権利に関する教育／相談・支援／救済／説明要求・意見表明	● 独立規定あり（第4～7条・4区分） 生きる／育つ／守られる／参加する ※それぞれに具体事項を列挙	● 独立規定あり（第3条・10項目） 特に大切な子どもの権利として、差別禁止、最善の利益、意見表明、暴力からの保護、医療・衣食住の確保・教育・遊び等を規定	● 独立規定あり（第7～11条・4区分） 安心して生きる／自分らしく生きる／豊かに育つ／参加する ※それぞれに具体事項を列挙	● 独立規定あり（第9～16条・7区分） 安心／ありのまま／守る・守られる／豊かにする／自己決定／参加／個別支援 ※それぞれに具体事項を列挙	● 独立規定あり（第4条・8項目） 健康・支援／見守り／体験／挑戦／情報・選択／意見・参画／相談／安全な居場所	● 独立規定あり（第4条・4区分） 生きる／育つ／守られる／参加する
関係者の役割	● 独立規定あり（第5～9条） 市／保護者／育ち学ぶ施設／市民／事業者	● 独立規定あり（第5条） 市／保護者／施設関係者／地域住民／事業者	● 独立規定あり（第8～11条） 保護者／育ち学ぶ施設／市民／市（事業者は市民の定義に包含）	● 独立規定あり（第4～8条） こども／市／保護者／市民／育ち学ぶ施設（事業者は市民の定義に包含）	● 独立規定あり（第3・12・14・20・29～31条） 市／保護者／施設関係者／市民／事業者	● 独立規定あり（第3・17～28条） 市／親等／施設関係者／市民／事業者	● 独立規定あり（第5～10条） 県／保護者／施設関係者／事業者／県民／市町村との連携	● 独立規定あり（第5～8条） こども／保護者／町民・育ち学ぶ施設／町（事業者等は町民の定義に包含）
普及啓発・学習／権利の日等	● 独立規定あり（第10・11条） 広報・啓発・学習／11月20日「京丹後市いのちとこどもまんなかの日」＋「京丹後市いのちとこどもまんなか週間」	● 独立規定あり（第5・6条） 11月20日「亀岡市子どもの権利の日」／普及啓発は市の責務／学習は子どもの権利規定に包含	○ 関連規定あり（第11条2項） 普及啓発は市の役割として規定／学習・権利の日の明文規定なし	● 独立規定あり（第5・8・24条） 11月20日「桑名市こどもの権利の日」・普及啓発／市の役割として学習機会の確保を規定	● 独立規定あり（第4～6条） 広報・普及／子ども・市民の学習支援／11月20日「さっぽろ子どもの権利の日」	● 独立規定あり（第5～8条） 広報、家庭・学校・社会教育での学習、研修の機会提供、市民活動支援／11月20日「かわさき子どもの権利の日」	● 独立規定あり（第11・16条） 普及啓発・気運醸成／分かりやすい情報提供・学習機会／権利の日等の規定なし	○ 関連規定あり（第8条2・4号） 町の役割として、こどもに分かりやすい情報提供、こども・町民への周知と理解促進を規定／権利の日等の規定なし
意見表明・参加・施策反映	○ 関連規定あり（第4条2項4号、第5条4項・第13条2項） 子どもの権利、市の役割として意見表明・意見聴取を規定／こども計画の策定、推進及び評価時に意見反映	○ 関連規定あり（第4条4号・第7条2項） 子どもの権利として意見を述べる権利を規定／基本計画の策定・改定時に意見反映	○ 関連規定あり（第7・9～11条） 子どもの権利として意見表明・社会参画の権利を規定／市の役割として意見表明機会の提供を規定	● 独立規定あり（第16・17条） こどもの権利を保障するためのまちづくりの推進として、こどもの意見表明、こどもの参加を規定	● 独立規定あり（第11・24～27条） 子どもの権利として参加する権利を規定／市政、施設、地域、審議会等で意見表明・参加／子どもの視点に立った情報発信	● 独立規定あり（第29～34条） 市政・施設・地域で意見反映／参加活動の拠点づくり／あらゆる子どもが参加する子ども会議／自治的活動・公共施設への意見反映	● 独立規定あり（第15・17条） 計画・施策の策定・実施で意見聴取、現状状況を説明／困難な状況の子の意見／意見を言いやすい環境	○ 関連規定あり（第8条1号） こどもの意見尊重と地域社会への参加支援／施策への聴取・反映の具体的仕組みなし
相談・支援・権利救済	● 独立規定あり（第12条） 相談体制、関係機関連携による支援・調整、秘密への配慮／独立救済機関なし	○ 関連規定あり（第4・5条） 子どもの権利として相談・救済を求める権利を規定、市の責務として救済措置を規定	● 独立規定あり（第12～18条） 丹波市こどもの権利擁護委員会（助言・支援、調査・調整、是正要請・意見表明）	● 独立規定あり（第15・23条） 多様な相談の場・連携・秘密保持／独立したこどもの権利擁護委員会（調査・調整・是正勧告等）	● 独立規定あり（第32～44条） 相談・救済＋独立性を尊重した子どもの権利救済委員（調査・調整、勧告・意見表明等）	● 独立規定あり（第35条） 川崎市人権オンブズパーソンへの相談・救済申立て／関係機関連携	● 独立規定あり（第14・18～26条） 相談支援体制＋富山県こども支援委員会（調整・調査、施策への意見表明、活動公表）	― 規定なし
推進・検証体制（計画・会議体）	● 独立規定あり（第13・14条） 市町村こども計画で推進／庁内・関係機関連携／検証・見直し／会議体の規定なし	● 独立規定あり（第7～10条） 基本計画を策定、毎年議会報告、議会が監視・評価（会議体の規定なし）	● 独立規定あり（第19条） 推進計画を策定（検証、会議体の規定なし）	● 独立規定あり（第25・26条） 推進計画を策定／子ども・子育て会議が評価・検証／権利擁護委員会や子ども、保護者等から意見聴取／3年以内ごとの見直し	● 独立規定あり（第45～48条） 推進計画を策定／札幌市子どもの権利委員会が保障状況を検証・答申	● 独立規定あり（第36～40条） 行動計画を策定／川崎市子どもの権利委員会が市民・子どもの意見も踏まえ検証・答申	― 規定なし 条例上の計画策定義務なし／こども支援委員会は救済・調整機関、毎年度活動公表	○ 関連規定あり（第9条） 教育・福祉・保健等の庁内部署が情報共有・連携／計画・会議体・評価検証の規定なし
虐待・いじめ・暴力等の防止	○ 関連規定あり（第4条3号・第7条3項） 守られる権利に包含／施設の役割として防止・早期発見、関係機関連携	○ 関連規定あり（第5条3項） 市の責務として救済措置を規定（個別規定なし）	○ 関連規定あり（第4・8～10条） 子どもの権利として虐待・体罰等を規定／育ち学ぶ施設の役割として虐待・体罰の禁止、いじめ防止、発生時の関係機関連携・救済を規定	● 独立規定あり（第20～22条） 不適切な関わり・暴力等の防止、通報、原因究明・再発防止、施設の防止体制・第三者評価、いじめ対応を規定	● 独立規定あり（第13・16～18条） 家庭・育ち学ぶ施設における権利保障として、虐待・体罰の禁止・救済、いじめ防止、関係機関連携、職員研修を規定	● 独立規定あり（第19～25条・附則2） 虐待・体罰の禁止、救済・回復、施設での暴力等防止・相談、救済体制	○ 関連規定あり（第4条8号・第14条） 虐待・いじめ等から守られる権利、相談支援体制の充実として規定（個別規定なし）	△ 権利・基本理念に包含（第4条第2項第3号） 暴力、搾取等から守られる権利に包含／個別の防止・救済規定なし
遊び・居場所・休息	△ 権利・基本理念に包含（第4条第2項第2号） 安心して過ごすことができる居場所を持つこと、遊び、学び、休むことを自分らしく育つ権利として規定（個別施策はこども計画で具体化）	― 規定なし	△ 権利・基本理念に包含（第5条第4号） 安心して過ごせる居場所の確保を権利規定に包含（個別施策なし）	● 独立規定あり（第12条） 年齢・発達に応じた多様な居場所づくり、こども・市民の取組を支援	● 独立規定あり（第21条） 地域で安心して自分らしく過ごせる居場所づくり	● 独立規定あり（第27条） 休息・遊び・活動・人間関係を築ける居場所の確保・存続、市民活動支援	● 独立規定あり（第12条） 安全・安心な居場所と遊び・学び・スポーツ・文化芸術等の体験機会を支援	○ 関連規定あり（第8条3号） 町の役割として安全・安心に暮らせるまちづくりを規定／個別規定なし
貧困・経済的支援・生活基盤	△ 権利・基本理念に包含（第4条第2項第3号） 貧困から守られる権利を明記（個別施策はこども計画で具体化）	― 規定なし	― 規定なし	● 独立規定あり（第14条） 家庭状況にかかわらず学びの支援を規定	○ 関連規定あり（第29条） 保護者への子育て支援	● 独立規定あり（第16・18条） 財産等を理由とする差別禁止、養育困難な親等への支援	○ 関連規定あり（第14条） 貧困を相談支援の対象として明記	○ 関連規定あり（第3条4号・第7条2項） 家庭支援を一般的に規定／貧困・経済的支援の明文規定なし
特別な配慮・支援	△ 権利・基本理念に包含（第3条第1号） 基本理念において国籍、障害、家庭・経済状況等による差別禁止（個別施策はこども計画で具体化）	△ 権利・基本理念に包含（第3・5条） 障害その他の状況に応じて必要な支援を受ける権利等に包含／対象別の施策規定なし	△ 権利・基本理念に包含（第5条） 一人ひとりの状況に応じて必要な支援を受ける権利に包含／対象別の施策規定なし	● 独立規定あり（第13・14・16条） 発達特性に応じた療育・発達支援、多様な学び、意思表明が難しい子への代弁	● 独立規定あり（第28条） 障がい、アイヌ民族、外国籍等、性別・性的少数者への具体的配慮	△ 権利・基本理念に包含（第16条） 置かれた状況に応じた必要な支援を受ける権利に包含／対象別の施策規定なし	○ 関連規定あり（第14・15条） ヤングケアラー等を相談支援の対象として明記／社会的養護下など困難な状況にある子の意見聴取を規定	△ 権利・基本理念に包含（第3条第3号） 基本理念として年齢・発達状況に応じ一人ひとりに寄り添うことを規定／対象別支援の規定なし